

## 福岡市環境局ウェブサイトの市民団体活動情報掲載に関する要領

（趣旨）

第1条 この要領は、市民団体等の情報を福岡市環境局ウェブサイト「福岡市の環境 学ぼう！つなごう！ふくおかの環境」の市民団体活動情報（以下「市民団体用サイト」）に掲載するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において「市民団体等」とは、環境保全を主たる目的として活動する法人及び任意の市民団体をいう。

2 この要領において「環境保全活動」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 地球環境の保全に関する活動
- (2) 大気環境の保全に関する活動
- (3) 水環境の保全に関する活動
- (4) 自然環境の保全と共生に関する活動
- (5) 省エネルギー・自然エネルギーに関する活動
- (6) ごみ減量・リサイクルに関する活動
- (7) 地域の清掃や美化に関する活動
- (8) 環境教育・啓発に関する活動
- (9) その他環境の保全に関する活動

（対象団体）

第3条 市民団体用サイトに情報を掲載できる団体は、福岡市内で環境保全活動を行う市民団体等、またはこれらの団体と共働して環境保全活動を行う福岡都市圏の市民団体等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 営利を目的とする団体でないこと。
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体でないこと。
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体でないこと。
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）以下同じ。）若しくは、公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる団体の情報は掲載しない。

- (1) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「市暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が代表者（団体が法人である場合にあっては、その役員）となっている団体
- (2) 市暴排条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体

（掲載する情報の範囲）

第4条 市民団体用サイトに掲載する情報は次の各号に掲げるものに限る。

- (1) 市民団体等の紹介

- (2) 市民団体等が実施する環境関連の活動等の告知及び参加者の募集
- (3) その他環境活動を推進する上で有用な情報

(登録)

第5条 市民団体用サイトへの掲載を希望する市民団体等は、登録申請書（様式1）に次の各号に掲げる関係書類を添えて、環境局長に申請するものとする。

- (1) 団体規約または定款，なお団体規約等がない場合は団体の概要がわかる書類
- (2) 団体情報登録票（様式1-1）

2 環境局長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録の可否を決定する。

3 環境局長は前項の決定をしたときは、申請があった団体に対して通知を行うものとする。

(登録の基準)

第6条 前条の決定を行うときの基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 市民団体用サイトに掲載することにより、市民団体等の環境保全活動が活性化することが認められること
- (2) 申請団体の活動内容が、本市の環境保全行政の推進に寄与すると認められること

(登録の期間)

第7条 前条による登録期間は登録が決定した日から、その日の属する年度の末日までとし、特に申し出がない限り毎年度自動更新する。

(登録の取り止め)

第8条 登録の決定を受けた団体（以下「登録団体」という）が登録を取り止めようとする場合は、速やかに環境局長に登録削除申請書（様式2）を提出しなければならない。

(登録内容の変更の届け出)

第9条 登録団体は、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに環境局長に登録変更申請書（様式3）を提出しなければならない。

2 登録内容の変更が明らかな場合、環境局長は当該団体の登録内容の変更部分について、削除または修正することが出来る。

(活動情報ひろばへの掲載)

第10条 登録団体が、当該団体の活動情報について、市民団体用サイト内の活動情報ひろばへの掲載を希望する場合は、活動情報ひろば掲載申請書（様式4）に必要事項を記入し環境局長に提出することとする。

2 環境局長は、前項の規定による申請があったときは、次の各号に該当しない旨を審査し、掲載の可否を決定する。

- (1) 誹謗及び中傷その他公序良俗に反する内容
- (2) 営業活動又は営利を目的とした内容

(3) 特定の政党，宗教団体等の宣伝，布教を目的とする内容

(4) 第三者に不利益をもたらす内容

(5) その他法令に反すると認められる等，環境局長が不適當と認める内容

3 環境局長は前項の決定をしたときは，申請があつた団体に対して通知を行うものとする。

（損害の免責）

第 11 条 市民団体用サイトの掲載により，利用者が他の利用者又は第三者に損害を与えたときは，当該利用者の責任において解決するものとする。

（登録の取り消し）

第 12 条 環境局長は登録団体が次に該当する場合は，市民団体用サイトの登録を取り消すことができる。

(1) 他の利用者又は第三者に損害を与えたとき，又はそのおそれがあるとき

(2) 偽りその他不正な手段により活動情報ひろばへの掲載許可を受けた場合

(3) 登録団体が解散したと認められる場合

(4) 登録団体が活動を休止したと認められる場合

2 前項の措置によって登録団体が損害を受けても，本市はその責めを負わない。

（掲載料）

第 13 条 市民団体用サイトへの掲載料は，無料とする。

（その他）

第 14 条 この要領に定めるもののほか，市民団体用サイトへの掲載に関し必要な事項は，環境局環境政策部環境政策課長が別に定める。

附 則

この要領は，平成 23 年 3 月 10 日から施行する。

附 則

この要領は，平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は，平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。